

2023.9.8 (金)
茨城大学の現場が動き出す大学教育のマネジメントとは
－ 『学修の質保証』 への転換－

大学の質保証の社会的意味と課題

丸山和昭
(名古屋大学大学院教育発達科学研究科)

内容

- なぜ、大学教育の質保証が求められるようになったのか
- なぜ、大学教育の質保証は難しいのか
- 茨城大学の取り組みから学ぶことのできる教訓はなにか

大学教育の質保証が求められる背景

- (高等教育の) 質保証：Quality Assurance

⇒ 高等教育機関が、学校教育法、大学設置基準等の法令に明記された最低基準としての要件や認証評価等で設定される評価基準に対する適合性の確保に加え、関係者の期待の充足等を確認することにより、**高等教育の利害関係者の信頼を確立する**ことを指す。
日本における高等教育の質保証は設置認可・届出制度、設置計画履行状況等調査、内部質保証、認証評価制度からなる。

大学教育の質保証が求められる背景

- 内部質保証：Internal Quality Assurance

⇒ 大学等が、自らの責任で自学の諸活動について点検・評価を行い、その結果を基に改革・改善に努め、それによってその質を自ら保証すること。 教育の内部質保証とは、大学等の教育研究活動の質や学生の学習成果の水準等を自ら継続的に保証することをいう。それぞれの教育課程の編成・実施に責任をもつ組織が、当該課程における教育研究への取組状況や、学生が身に付けるべき能力や課程における学習成果等を分析・評価して改善に活かすとともに、大学等各教育課程におけるこうした取組みを把握し、総体として改革・改善の仕組みが機能していること、及びそれによって、教育研究の質が確保されていることを保証する責任を有する。

大学教育の質保証が求められる背景

- 教学マネジメント：Management of Teaching and Learning

⇒大学がその教育目的を達成するために行う管理運営。

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構大学質保証ポータル高等教育に関する質保証関係用語集<https://niadqe.jp/glossary>

- 教学マネジメント指針

⇒教学マネジメントは「大学がその教育目的を達成するために行う管理運営」と定義でき、大学の内部質保証の確立にも密接に関わる重要な営みである。…マネジメントという用語は、多義的な意味を有するものであるが、「目標の達成に向けて、組織の限りある資源を効率的に活用する」という側面については一定の共通理解が存在すると考えられる。大学も一定の目標を掲げて活動を行う組織である以上、適切なマネジメントを行うことが必要であることはいうまでもない。

「教学マネジメント指針」(令和2年1月22日 中央教育審議会大学分科会) https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/1411360_00001.html

「教学マネジメント指針」概要

予測困難な時代を生き抜く自律的な学修者を育成するためには、学修者本位の教育への転換が必要。
そのためには、教育組織としての大学が教学マネジメントという考え方を重視していく必要。

教学マネジメントとは

- 大学がその教育目的を達成するために行う管理運営であり、大学の内部質保証の確立にも密接に関わる重要な営みである。
- その確立に当たっては、教育活動に用いることができる学内の資源(人員や施設等)や学生の時間は有限であるという視点や、学修者本位の教育の実現のためには大学の時間構造を「供給者目線」から「学修者目線」へ転換するという視点が特に重視される。

教学マネジメント指針とは

- 学修者本位の教育の実現を図るための教育改善に取り組みつつ、社会に対する説明責任を果たしていく大学運営すなわち教学マネジメントがシステムとして確立した大学運営の在り方を示す。
- ただし、教学マネジメントは、各大学が自らの理念を踏まえ、その責任でそれぞれの実情に応じて構築すべきものであり、本指針は「マニュアル」ではない。
- 教育改善の取組が十分な成果に結びついていない大学等に対し、質保証の観点から確実に実施されることが必要と考えられる取組等を分かりやすく示し、その取組を促進することを主眼に置く。
- 本指針を参照することが最も強く望まれるのは、学長・副学長や学部長等である。また、実際に教育等に携わる教職員のほか、学生や学費負担者、入学希望者をはじめ、地域社会や産業界といった大学に関わる関係者にも理解されるよう作成されている。

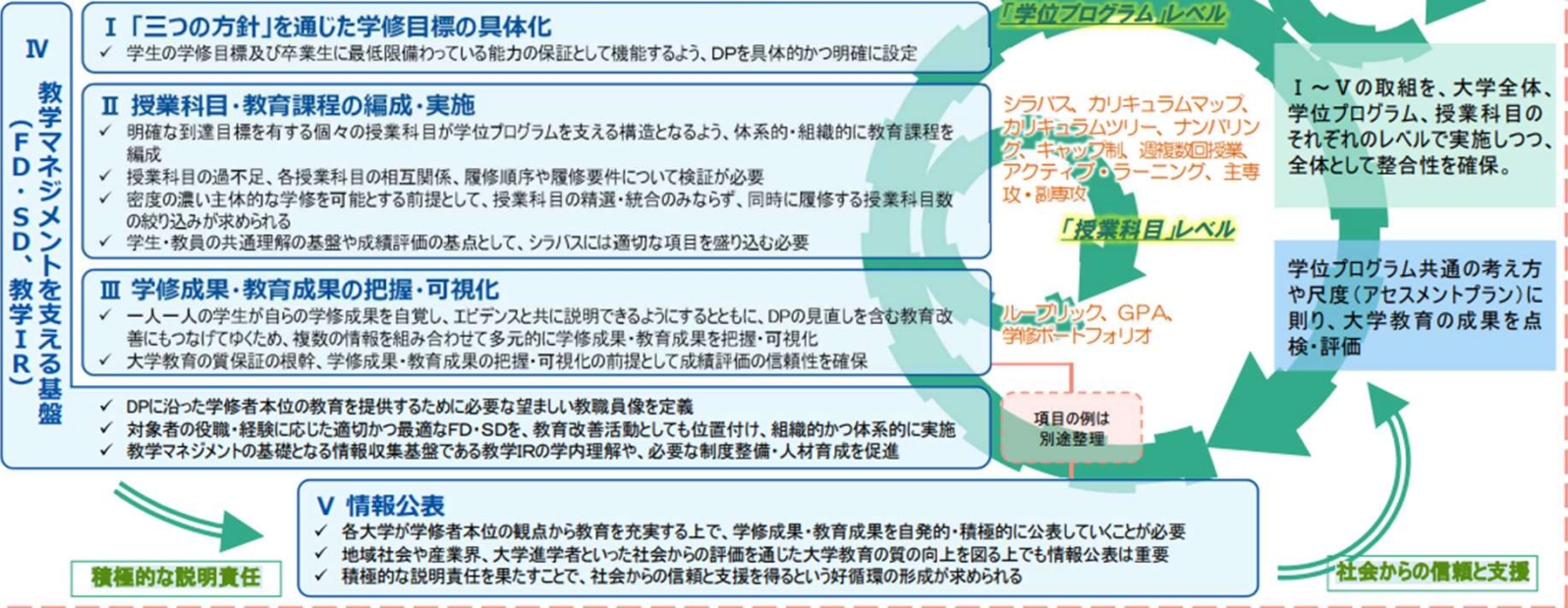
学長のリーダーシップの下、学位プログラム毎に、以下のような教学マネジメントを確立することが求められる。

「大学全体」レベル

三つの方針

「卒業認定・学位授与の方針」(DP)、「教育課程編成・実施の方針」(CP)、「入学者受入れの方針」(AP)

教学マネジメントの確立に当たって最も重要なものであり、学修者本位の教育の質の向上を図るための出発点



大学教育の質保証が求められる背景

- 大学教育の質保証に関わるいくつかの源流

- 自発的結社としての大学制度の成り立ち（中世ヨーロッパ）

- 自発的結社の禁止下において国が与えた例外的な権利や特権（チャーター）

- 米国の高等教育における大学団体（or 専門職業集団）による適格認定（アクレディテーション）

- 欧州における学位の国際通用性を担保するための質保証の取り組み（ボローニャ宣言） 等

※外的なアカウンタビリティ（説明責任）要求に対する抵抗と適応

- 公的資金の投入に対して、それに見合う成果を求める政治的、経済的、社会的な圧力への対応

- 大学ランキングや標準テストなど、外的な（しばしば商用の）評価の試みへの対抗

- グローバル化に伴う人材の国際移動への対応、あるいは国際移動の促進のための政策への対応 等

大学評価と質保証をめぐる政策の展開

- * 1956年 大学設置基準制定
- * 1991年 大学設置基準の大綱化 大学の自己点検・評価制度の導入
- * 2000年 大学評価・学位授与機構が創設
- * 2002年 中教審「大学の質の保証に係る新たなシステムの構築について」答申
- * 2004年 高等教育機関の認証評価制度導入
 - * 多面的な評価と複数の認証評価機関、機関別評価と分野別評価
- * 2004年 国立大学法人化により国立大学法人評価委員会の評価
- * 2005年 中教審「我が国の高等教育の将来像」答申
 - * 「高等教育計画の策定と各種規制」の時代から「将来像の提示と政策誘導」の時代への移行
- * 2008年 中教審「学士課程教育の構築に向けて」答申
- * 2012年 中教審「新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて」答申
- * 2016年 中教審 「認証評価制度の充実に向けて」(審議まとめ)
- * 2018年 中教審「高等教育のグランドデザイン」答申
- * 2020年 中教審教学マネジメント特別委員会「教学マネジメント指針」
- * 2020年 中教審大学分科会質保証システム部会

2040年に向けた高等教育のグランドデザイン(答申)【概要】

平成30年11月26日
中央教育審議会

I. 2040年の展望と高等教育が目指すべき姿 … 学修者本位の教育への転換 …

● 必要とされる人材像と高等教育の目指すべき姿

予測不可能な時代
を生きる人材像

- 普遍的な知識・理解と汎用的技能を文理横断的に身に付けていく
- 時代の変化に合わせて積極的に社会を支え、論理的思考力を持って社会を改善していく資質を有する人材

学修者本位の
教育への転換

- 「何を学び、身に付けることができたのか」+ 個々人の学修成果の可視化(個々の教員の教育手法や研究を中心にシステムを構築する教育からの脱却)
- 学修者が生涯学び続けられるための多様で柔軟な仕組みと流動性

● 高等教育と社会の関係

「知識の共通基盤」

研究力の強化

産業界との協力・連携

地域への貢献

- 教育と研究を通じて、新たな社会・経済システムを提案、成果を還元
- 多様で卓越した「知」はイノベーションの創出や科学技術の発展にも寄与
- 雇用の在り方や働き方改革と高等教育が提供する学びのマッチング
- 「個人の価値観を尊重する生活環境を提供できる社会」に貢献

2040年頃の社会変化

国連「SDGs」全ての人が平和と豊かさを楽しめる社会
Society5.0 第4次産業革命 人生100年時代 グローバル化 地方創生

SUSTAINABLE GOALS

DEVELOPMENT GOALS

17 GOALS

II. 教育研究体制 … 多様性と柔軟性の確保 …

多様な学生

- 18歳で入学する日本人を主な対象として想定する従来のモデルから脱却し、社会人や留学生を積極的に受け入れる体質転換
- リカレント教育、留学生交流の推進、高等教育の国際展開

多様な教員

- 実務家、若手、女性、外国籍などの様々な人材を登用できる仕組みの在り方の検討
- 教員が不断に多様な教育研究活動を行うための仕組みや環境整備(研修、業績評価等)

多様で柔軟な教育プログラム

- 文理横断・学修の幅を広げる教育、時代の変化に応じた迅速かつ柔軟なプログラム編成
- 学位プログラムを中心とした大学制度、複数の大学等の人的・物的資源の共有、ICTを活用した教育の促進

多様性を受け止める柔軟なガバナンス等

- 各大学のマネジメント機能や経営力を強化し、大学等の連携・統合を円滑に進められる仕組みの検討
- 国立大学の一法人複数大学制の導入、経営改善に向けた指導強化・撤退を含む早期の経営判断を促す指導、国公立の枠組みを越えて、各大学の「強み」を活かした連携を可能とする「大学等連携推進法人(仮称)」制度の導入、学外理事の登用

大学の多様な「強み」の強化

- 人材養成の観点から各機関の「強み」や「特色」をより明確化し、更に伸長

III. 教育の質の保証と情報公表 … 「学び」の質保証の再構築 …

● 全学的な教学マネジメントの確立

→ 各大学の教学面での改善・改革に資する取組に係る指針の作成

● 学修成果の可視化と情報公表の促進

- 単位や学位の取得状況、学生の成長実感・満足度、学修に対する意欲等の情報
- ・ 教育成果や大学教育の質に関する情報の把握・公表の義務付け
- 全国的な学生調査や大学調査により整理・比較・一覧化

● 設置基準の見直し

(定員管理、教育手法、施設設備等について、時代の変化や情報技術、教育研究の進展等を踏まえた抜本的な見直し)

● 認証評価制度の充実

(法令違反等に対する厳格な対応)

教育の質保証システムの確立

V. 各高等教育機関の役割等 … 多様な機関による多様な教育の提供 …

- 各学校種(大学、専門職大学・専門職短期大学、短期大学、高等専門学校、専門学校、大学院)における特有の課題の検討
- 転入学や編入学などの各高等教育機関の間の接続を含めた流動性を高め、より多様なキャリアパスを実現

IV. 18歳人口の減少を踏まえた高等教育機関の規模や地域配置 … あらゆる世代が学ぶ「知の基盤」 …

高等教育機関への進学者数とそれを踏まえた規模

- 将来の社会変化を見据えて、社会人、留学生を含めた「多様な価値観が集まるキャンパス」の実現
- 学生の可能性を伸ばす教育改革のための適正な規模を検討し、教育の質を保証できない機関へ厳しい評価

【参考】2040年の推計

- ・ 18歳人口: 120万人(2017)
→ 88万人(現在の74%の規模)
- ・ 大学進学者数: 63万人(2017)
→ 51万人(現在の80%の規模)

地域における高等教育

- 複数の高等教育機関と地方公共団体、産業界が各地域における将来像の議論や具体的な連携・交流等の方策について議論する体制として「地域連携プラットフォーム(仮称)」を構築

国公私役割

- 歴史的経緯と、再整理された役割を踏まえ、地域における高等教育の在り方を再構築し、高等教育の発展に国公私全体で取り組む
- 国立大学の果たす役割と必要な分野・規模に関する一定の方向性を検討



VI. 高等教育を支える投資 … コストの可視化とあらゆるセクターからの支援の拡充 …

- 国力の源である高等教育には、引き続き、公的支援の充実が必要
- 社会のあらゆるセクターが経済的効果を含めた効果を楽しむことを踏まえた民間からの投資や社会からの寄附等の支援も重要(財源の多様化)

- 教育・研究コストの可視化
- 高等教育全体の社会的・経済的効果を社会へ提示

- 公的支援も含めた社会の負担への理解を促進
- 必要な投資を得られる機運の醸成

学修者本位の大学教育の実現に向けた今後の振興方策について（概要）

令和5年2月24日
中央教育審議会大学分科会

背景

- 「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン（GD答申）」（H30.11）は、2040年を見据えた目指すべき姿として、高等教育機関が多様なミッションに基づき、**学修者が「何を学び、身に付けることができるのか」を明確にし、学修の成果を学修者が実感できる「学修者本位の教育の実現」**を掲げている。
- その後、教育研究体制の多様性・柔軟性を高める制度改正、「**教学マネジメント指針**」の策定や質保証システム改革など、GD答申において改革方策や検討課題として整理された事項は相当程度の進捗。
- GD答申以降の高等教育改革の進捗や課題等も踏まえて、主として学士課程教育を念頭に、以下の3つの論点について検討。

論点

- 1 主専攻・副専攻制の活用等を含む **文理横断・文理融合教育の推進**
- 2 「**出口における質保証**」の充実・強化
- 3 **学生保護の仕組みの整備**

1 主専攻・副専攻制の活用等を含む文理横断・文理融合教育の推進

1. 文理横断・文理融合教育の意義

- 予測不可能な時代にあって、社会経済課題の多様化・複雑化が進み、**単独・少数の専門分野の知**による課題解決がますます困難。従来の専門分野の枠を越えた「**文理複眼的な思考**」ができる人材の育成が求められる。
- 文理横断・文理融合教育において**学生が学ぶべき「文」と「理」**は、**各大学がディプロマ・ポリシー（DP）等を踏まえて整理し位置づけるべき**。
- 専攻分野を問わず、**新たなリテラシーとして、数理・データサイエンス・AIに関する教育**の推進が求められる。

2. 文理横断・文理融合教育の方法論

- 例えば、
 - ・ 「リベラルアーツ教育を中核に据えた学位プログラム」
 - ・ 「課題解決力等の涵養に重点を置いた学位プログラム」
 - ・ 「文理横断・文理融合的な学問分野に基づく学位プログラム」
 - ・ 一般教育・共通教育における一部科目の必修化や副専攻プログラムの開設等の取組等
- 一定の型にはまるものではなく、各大学が自らの「**強み**」と「**特色**」を活かした**質の高い教育**を展開することを期待。

3. 文理横断・文理融合教育の推進に向けた方向性

- 「**教学マネジメント指針**」を積極的に活用し学生の時間の有限性や学修意欲にも留意しながら、3つのポリシーに基づく体系的・組織的な**学修者本位の教育**を展開し、自律的な**内部質保証**の仕組みを機能させることが極めて重要。
- 文理横断・文理融合教育の推進に当たり、**学位プログラムの機動的な実施、学部等連係課程制度の活用、教育研究体制の多様性と柔軟性の確保、レイトスペシャライゼーションの考え方に基づく取組**等が有効。特に地方・小規模大学等では大学等連携推進法人の組成等による**人的・物的リソースの共有化**も有効。
- 国においては優れた取組への支援、普及・展開に引き続き取り組むことに加え、**新たな基金を活用した新学部設置等への機動的かつ継続的な支援**の実施が重要。

4. 文理分断からの脱却に向けた高大接続改革

- 約2/3の高校が文系・理系のコース分けを実施し、**生徒が早期の文理選択を迫られている**との指摘あり。こうした文理分断の状況は、**数学を課さない選抜区分の存在等、大学入学者選抜への高校教育の適応化**とも言える。
- 各大学においては、初等中等教育段階における諸改革も踏まえ、**大学入学者選抜の改善**に取り組むことを期待。その際、**入学後の教育に必要な入試科目は大学入学共通テストの活用や個別学力検査により適切に課すことが第一の選択肢**。
- 国においては、優れた取組への支援、普及・展開に加え、入学者選抜改善等の観点から「**教学マネジメント指針**」の**追補**の作成が求められる。

2 「出口における質保証」の充実・強化

1. 大学教育の質保証をめぐる背景や現状・課題等

- 大学設置基準の改正等により大学の裁量が向上する一方、**質保証に対する各大学の責任も増大**。グローバル化の進展や産業界からの要請もあり、**国際通用性確保**の観点からも高等教育の「**出口における質保証**」に対する要請が高まっている。
- **教学の改善に取り組む大学は着実に増加**する一方、改善に取り組む大学と努力が不十分な大学とに**二極化**しているとの指摘や、対応が**形式的・表層的**で実質的な改善に寄与していないとの指摘もある。
- R3全国学生調査においても、**キャップ制が実質的に機能しておらず、予習・復習等の授業に関する学修時間が短い**等の課題が判明。**分野間の差異も大きく、特に人文・社会分野の学修時間は短い傾向**。

2. 「出口における質保証」の充実・強化に向けた方向性

- 体系化・構造化された教育課程の学生への分かりやすい提示、**GPA活用やキャップ制等の実質化、授業科目の精選・統合等の教学マネジメントの改善**が重要。**修得単位数以外の卒業要件**の規定等も考えられる。

- **卒業論文・卒業研究やゼミナール教育の充実**が有効。その際、ゼミ等の学修目標や評価基準の明確化、低年次からの系統的な教育課程、地域・企業との連携等、組織的な取組が求められる。
- 大学のミッションや学問分野は多様であり、ゼミ等が全ての学位プログラムに適しているものではないが、**DPIに定める資質・能力を総合的・客観的に評価する必修科目**を高年次に設けることは効果的。
- 学生へのきめ細かな教育・支援を可能とする指導体制の構築は重要だが、**ST比を質保証における遵守すべき基準として規定することについては課題も多く、更なる研究・知見の蓄積を要する課題**。ST比やクラスサイズ等も含めた教育研究体制に係る**積極的な情報公表**が重要。
- 大学に「出口における質保証」を求める**産業界**は、採用選考活動で学修成果等を重視していることの発信、就職・採用活動における学修への配慮、キャリア教育やゼミナール教育等への積極的な貢献等が求められる。
- 質保証における**国際的な連携・相互認証の急拡大**を踏まえた対応も重要（海外の質保証機関等との連携等）。

3 学生保護の仕組みの整備

1. 背景

急速に**少子化**が進行する中、経営環境の深刻な悪化やガバナンスの機能不全等により経営破綻に至った場合に、**学生保護の観点から国や学校法人が採るべき措置等**について検討・整理が必要。

2. 主な論点、検討の方向性

①**破綻を避けるために学校法人（大学）が行うべきこと**

②**破綻が避けられない場合に学校法人（大学）が行うべきこと**

学校法人においては、**不断の教学改善及び経営の改善に努めるとともに、財務状況の分析等により経営悪化の兆候を早期に把握し、破綻が不可避な場合には速やかな経営判断が必要**。その際、「**学校法人の経営改善等のためのハンドブック《第1次改訂版》**」（日本私立学校振興・共済事業団）の参照や、所轄庁、日本私立学校振興・共済事業団等への相談、学校間の連携体制をあらかじめ構築しておくこと等が望まれる。

③**破綻リスクを低減するために国等が行うべき措置**

- 文部科学省においては、規模の縮小・撤退を含む**早期の適切な経営判断を促す指導・支援の充実・強化、社会への情報発信**が必要。
- 時代と社会のニーズに応じた体制へと**転換を図る大学の支援**も重要。

④破綻時に国等が学生を保護するために採るべき措置

- **大学の破綻時に、国等が学生を保護するために採るべき措置**については整理されておらず、実際に生じ得る課題に即した対応について検討が必要。

※課題例：

- ✓ 近郊に受入れ先大学が存在しない場合の転学支援等の在り方
- ✓ 転学生の受入れ先大学における定員管理のあり方
- ✓ 事業を承継する法人等が存在しない場合の証明書発行等の取扱い

⑤撤退・破綻する大学に関する手続、取扱いの検討

- 撤退・破綻に関する高等教育行政上の手続は、「**学校の廃止の認可申請**」（学部の廃止は届出）や「**学校法人の解散の認可申請**」であり、解散の認可後は、清算手続に移行することとなる。
- 廃止に向けて募集停止した大学については、廃止の認可申請までの間は特段の手続き等はないが、**適正な管理運営**が担保されるよう、**廃止に向けたプロセス**について検討が必要。

中央教育審議会大学分科会、2023、学修者本位の大学教育の実現に向けた今後の振興方策について

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/1411360.htm

2 「出口における質保証」の充実・強化

1. 大学教育の質保証をめぐる背景や現状・課題等

- 大学設置基準の改正等により大学の裁量が向上する一方、**質保証に対する各大学の責任も増大**。グローバル化の進展や産業界からの要請もあり、**国際通用性確保**の観点からも高等教育の「**出口における質保証**」に対する要請が高まっている。
- **教学の改善に取り組む大学は着実に増加**する一方、改善に取り組む大学と努力が不十分な大学とに**二極化**しているとの指摘や、対応が**形式的・表層的**で実質的な改善に寄与していないとの指摘もある。
- R3全国学生調査においても、**キャップ制が実質的に機能しておらず、予習・復習等の授業に関する学修時間が短い**等の課題が判明。**分野間の差異も大きく、特に人文・社会分野の学修時間は短い傾向**。

2. 「出口における質保証」の充実・強化に向けた方向性

- 体系化・構造化された教育課程の学生への分かりやすい提示、**GPA活用やキャップ制等の実質化、授業科目の精選・統合等の教学マネジメントの改善**が重要。**修得単位数以外の卒業要件**の規定等も考えられる。

- **卒業論文・卒業研究やゼミナール教育の充実**が有効。その際、ゼミ等の学修目標や評価基準の明確化、低年次からの系統的な教育課程、地域・企業との連携等、組織的な取組が求められる。
- 大学のミッションや学問分野は多様であり、ゼミ等が全ての学位プログラムに適しているものではないが、**DPIに定める資質・能力を総合的・客観的に評価する必修科目**を高年次に設けることは効果的。
- 学生へのきめ細かな教育・支援を可能とする指導体制の構築は重要だが、**ST比を質保証における遵守すべき基準として規定することについては課題も多く、更なる研究・知見の蓄積を要する課題**。ST比やクラスサイズ等も含めた教育研究体制に係る**積極的な情報公表**が重要。
- 大学に「出口における質保証」を求める**産業界**は、採用選考活動で学修成果等を重視していることの発信、就職・採用活動における学修への配慮、キャリア教育やゼミナール教育等への積極的な貢献等が求められる。
- 質保証における**国際的な連携・相互認証の急拡大**を踏まえた対応も重要（海外の質保証機関等との連携等）。

3 学生保護の仕組みの整備

1. 背景

急速に**少子化**が進行する中、経営環境の深刻な悪化やガバナンスの機能不全等により経営破綻に至った場合に、**学生保護の観点から国や学校法人が採るべき措置等**について検討・整理が必要。

2. 主な論点、検討の方向性

①**破綻を避けるために学校法人（大学）が行うべきこと**

②**破綻が避けられない場合に学校法人（大学）が行うべきこと**

学校法人においては、**不断の教学改善及び経営の改善に努めるとともに、財務状況の分析等により経営悪化の兆候を早期に把握し、破綻が不可避な場合には速やかな経営判断が必要**。その際、「**学校法人の経営改善等のためのハンドブック《第1次改訂版》**」（日本私立学校振興・共済事業団）の参照や、所轄庁、日本私立学校振興・共済事業団等への相談、学校間の連携体制をあらかじめ構築しておくこと等が望まれる。

③**破綻リスクを低減するために国等が行うべき措置**

- 文部科学省においては、規模の縮小・撤退を含む**早期の適切な経営判断を促す指導・支援の充実・強化、社会への情報発信**が必要。
- 時代と社会のニーズに応じた体制へと**転換を図る大学の支援**も重要。

④**破綻時に国等が学生を保護するために採るべき措置**

- **大学の破綻時に、国等が学生を保護するために採るべき措置**については整理されておらず、実際に生じ得る課題に即した対応について検討が必要。

※課題例：

- ✓ 近郊に受入れ先大学が存在しない場合の転学支援等の在り方
- ✓ 転学生の受入れ先大学における定員管理のあり方
- ✓ 事業を承継する法人等が存在しない場合の証明書発行等の取扱い

⑤**撤退・破綻する大学に関する手続、取扱いの検討**

- 撤退・破綻に関する高等教育行政上の手続は、「**学校の廃止の認可申請**」（学部の廃止は届出）や「**学校法人の解散の認可申請**」であり、解散の認可後は、清算手続に移行することとなる。
- 廃止に向けて募集停止した大学については、廃止の認可申請までの間は特段の手続き等はないが、**適正な管理運営**が担保されるよう、**廃止に向けたプロセス**について検討が必要。

中央教育審議会大学分科会、2023、学修者本位の大学教育の実現に向けた今後の振興方策について

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/1411360.htm

我が国の未来をけん引する大学等と社会の在り方について

教育未来創造会議 第一次提言

人材育成を 取り巻く課題

- ・高等教育の発展と少子化の進行（18歳人口は2022年からの10年間で9%減少）
- ・デジタル人材の不足（2030年には先端IT人材が54.5万人不足）
- ・グリーン人材の不足（2050カーボンニュートラル表明自治体のうち、約9割が外部人材の知見を必要とする）
- ・高等学校段階の理系離れ（高校において理系を選択する生徒は約2割）
- ・諸外国に比べて低い理工系の入学者（学部段階：OECD平均27%、日本17%、うち女性：OECD平均15%、日本7%）
- ・諸外国に比べて少ない修士・博士号の取得者（100万人当たり修士号取得者：英4,216人、独2,610人、米2,550人、日588人、博士号取得者：英375人、独336人、韓296人、日120人）
- ・世帯収入が少ないほど低い大学進学希望者
- ・諸外国に比べて低調な人材投資・自己啓発（社外学習・自己啓発を行っていない個人の割合は、諸外国が2割を下回るのに対し、我が国は半数近く）
- ・進まないリカレント教育

基本理念

- ・日本の社会と個人の未来は教育にある。教育の在り方を創造することは、教育による未来の個人の幸せ、社会の未来の豊かさの創造につながる。
- ・人への投資を通じた「成長と分配の好循環」を教育・人材育成においても実現し、「新しい資本主義」の実現に資する。

在りたい 社会像

- ◎一人一人の多様な幸せと社会全体の豊かさの実現（ウェルビーイングを実現）
- ◎ジェンダーギャップや貧困など社会的分断の改善
- ◎社会課題への対応、SDGsへの貢献（国民全体のデジタルリテラシーの向上や地球規模の課題への対応）
- ◎生産性の向上と産業経済の活性化
- ◎全世代学習社会の構築



目指したい 人材育成

◎未来を支える人材像

好きなことを追究して高い専門性や技術力を身に付け、自分自身で課題を設定して、考えを深く掘り下げ、多様な人とコミュニケーションをとりながら、新たな価値やビジョンを創造し、社会課題の解決を図っていく人材

<高等教育で培う資質・能力>

リテラシー/論理的思考力・規範的判断力/課題発見・解決能力/未来社会を構想・設計する力/高度専門職に必要な知識・能力

◎今後特に重視する人材育成の視点 ⇒ 産学官が目指すべき人材育成の大きな絵姿の提示

- ・予測不可能な時代に必要な文理の壁を超えた普遍的知識・能力を備えた人材育成
- ・デジタル、人工知能、グリーン（脱炭素化など）、農業、観光など科学技術や地域振興の成長分野をけん引する高度専門人材の育成
- ・現在女子学生の割合が特に少ない理工系等を専攻する女性の増加（現在の理工系学生割合：女性7%、男性28%）
- ・高い付加価値を生み出す修士・博士人材の増加
- ・全ての子供が努力する意思があれば学ぶことができる環境整備
- ・一生涯、何度でも学び続ける意識、学びのモチベーションの涵養
- ・年齢、性別、地域等にかかわらず誰もが学び活躍できる環境整備
- ・幼児期・義務教育段階から企業内までを通じた人材育成・教育への投資の強化

現在35%にとどまっている自然科学（理系）分野の学問を専攻する学生の割合についてOECD諸国で最も高い水準である5割程度を目指すなど具体的な目標を設定

→ 今後5～10年程度の期間に集中的に意欲ある大学の主体性を生かした取組を推進

1

教育未来創造会議、2022、我が国の未来をけん引する大学等と社会の在り方について（第一次提言）

<https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kyouikumirai/teigen.html>

「未来を創造する若者の留学促進イニシアティブ〈J-MIRAI〉」(第二次提言) 概要

J-MIRAI : Japan-Mobility and Internationalisation: Re-engaging and Accelerating Initiative for future generations
教育未来創造会議 令和5年4月27日

I. コロナ後のグローバル社会を見据えた人への投資の在り方

- 「成長と分配の好循環」と「コロナ後の新しい社会の開拓」をコンセプトとした**新しい資本主義**を実現するためには、**人への投資を進めることが重要**。
- 世界最先端の分野で活躍する**高度人材から地域の成長・発展を支える人材**まで厚みのある多様な人材を育成・確保し、**多様性と包摂性のある持続可能な社会を構築することにより**、我が国の更なる成長を促し、**国際競争力を高めるとともに、世界の平和と安定に貢献していくことが必要不可欠**。
- 留学生交流について**量を重視するこれまでの視点に加え、日本人学生の海外派遣の拡大や有望な留学生の受入れを進めるために、より質の向上を図る視点も重視**。
- 今後、より強力に高等教育段階の人的交流を促進し、質の高い大学や留学生の交流を積極的に進めるとともに、初等中等教育段階から多様性・包摂性に向けた教育を充実。
- **高度外国人材の受入れ制度について、世界に伍する水準への改革を進めるとともに、海外留学した日本人学生の就職の円滑化や日本での活躍を希望する外国人留学生の国内定着を促進**。

II. 今後の方向性

1. 留学生の派遣・受入れ

(1) 日本人学生の派遣

- ・ 海外大学・大学院における**日本人留学生の中長期留学者の数と割合の向上**を図り、特に、**大学院生の学位取得を推進**。このため、高校段階から大学院までを通じて、短期から、中期、長期留学まで学位取得につながる段階的な取組を促進。

(2) 外国人留学生の受入れ

- ・ **高い志を有する優秀な外国人留学生の戦略的受入れを推進**。その際、多様な文化的背景に基づいた価値観を学び理解し合う環境創出のために**受入れ地域についてより多様化を図る**とともに、大学院段階の受入れに加え、留学生比率の低い学部段階や高校段階における留学生の受入れを促進。

2. 留学生の卒業後の活躍のための環境整備

- ・ 留学生が将来のキャリアパスについて予見可能性をもって、入学前から安心して留学を決断できるようにするため、**海外派遣後の日本人留学生の就職円滑化を推進**するとともに、**外国人留学生の卒業後の定着**に向けた企業等での受入れや起業を推進。

3. 教育の国際化

- ・ **多様な文化的背景に基づく価値観を持った者が集い、理解し合う場が創出される教育研究環境**や、**高度外国人材が安心して来日できる子供の教育環境の実現**を通じて教育の国際化を推進。



高等教育 マイクロクレデンシャル

履修証明の新たな次元

経済協力開発機構 (OECD) [編著]

加藤静香 [編著]

米澤彰純 [解説] 濱田久美子 [訳]

Micro-credentials in Higher Education

明石書店

「従来の高等教育課程よりも、学習量が少なく、焦点が絞られ、提供形態に柔軟性をもつ学習機会「マイクロクレデンシャル」。生涯を通じた学び直しを支援するツールとして世界各国で関心を集めている。国際比較に基づく最新知見から、今後の可能性を探る。」

大学教育の質保証の難しさ

- ・ 質概念の多様性

質概念	内部質保証の焦点の例
非凡さ（うち，アウトプット水準）	学位に求められる能力，学問分野ごとの参照基準に示された能力，専門職業ごとに求められる能力に適合した卒業生が育成されているか。（学位の水準への適合）
完全性（アウトプット仕様とプロセス水準）	育成する人材像に基づいた学生が確実に育成されるように，教育プロセスが水準を満たしているか（プロセス基準遵守）。
目的適合性（大学の目的とステークホルダーの目的）	大学のミッション・目的に適合した活動が行われ成果が得られているか（PDCAサイクルの構築）。
	学生等のステークホルダーの目的に適合しているか（顧客満足度）。
資金に見合う価値	実績やそのコストとの比が優れているか。（効率性・実績指標）
学生の変容	学生の変容が得られているか。（エンパワーメント） それを実現する教育の転換が行われているか。（教育の質的転換）

大学教育の質保証の難しさ

・政策の野心と実態の乖離

大学教育改革を対象とした研究は、1) 政策理念の実践方法の紹介、2) 現在の改革批判の2種類に分けられる。…後者の研究群では、研究者自身が改革の当事者として、大学組織や大学人の改革への不満を描いてきた（佐藤編 2018、山口 2017など）。「面従腹背」（佐藤 2018、吉田 2020）という表現が象徴的に示すように、昨今の大学教育改革は教員の仕事を増やす一方で、実際の教育の改善には至らないという批判的な示唆が行われてきた。

…欧州においても政策を対象とした野心的な研究が主流であったこと、それが、政策の野心と質改善の営みのずれに関する理解を妨げ、政策の基盤となっている規範論の強化を招いたと批判されている…

…欧州における自己批判的な研究の見直しは、質保証政策に対する研究者の立場性の問題を浮き彫りにしている…1つの方法論として、ローカルな文脈、すなわち個別の大学組織や大学教員をはじめとする大学構成員たちの解釈枠組みから質保証を再定義しようとする試みが始まっている…

大学教育の質保証の難しさ

- 大学教育の質保証に対する教員の「抵抗」の合理性

—医学部医学科アセスメントテスト「臨床実習前 OSCE」における発達観の非共有をもとに—

先行研究は、大学教員の「抵抗」を、大学教育の質保証の実質化を阻むものであり、なおかつ、専門職アイデンティティの擁護と複雑な大学組織構造から生じる不可避的な行為として位置づけていた。対して本稿の知見は、制度上望ましいとされた能力が学生のその後の発達に対してもつ意味の非共有が、「抵抗」の一因となっていることを示している。つまり、「抵抗」という現象を精査すると、それは「何を教えどう評価するかについての自由裁量…を擁護したいという動機」（広田 2019, p.141）といった、専門職アイデンティティの擁護の意図と結びついた忌避感から生じているとは必ずしも言えない。学生の発達過程に関して、教員間・教員と質保証制度との間で共通理解が得られていないことから「抵抗」が生じていることが、本稿の知見から見えてきたからである。

このように「抵抗」の合理性を捉えたことで、「抵抗」を不可避なものではなく、教員間の議論によって対処可能な課題として位置づけなおすことができる。たとえば広田（2019）は、教員同士の対話を通じた同僚性に基づく教育の質保証を提言しているが、こうした場で学生の発達に関する価値観を共有していくことによって、質保証制度に「抵抗」する教員と、そうではない教員とが互いの理解を深めることが可能になるかもしれない。

大学教育の質保証の難しさ（を越えた先の展望）

- 理念共有が構成員に与える効果（経営学の知見から）

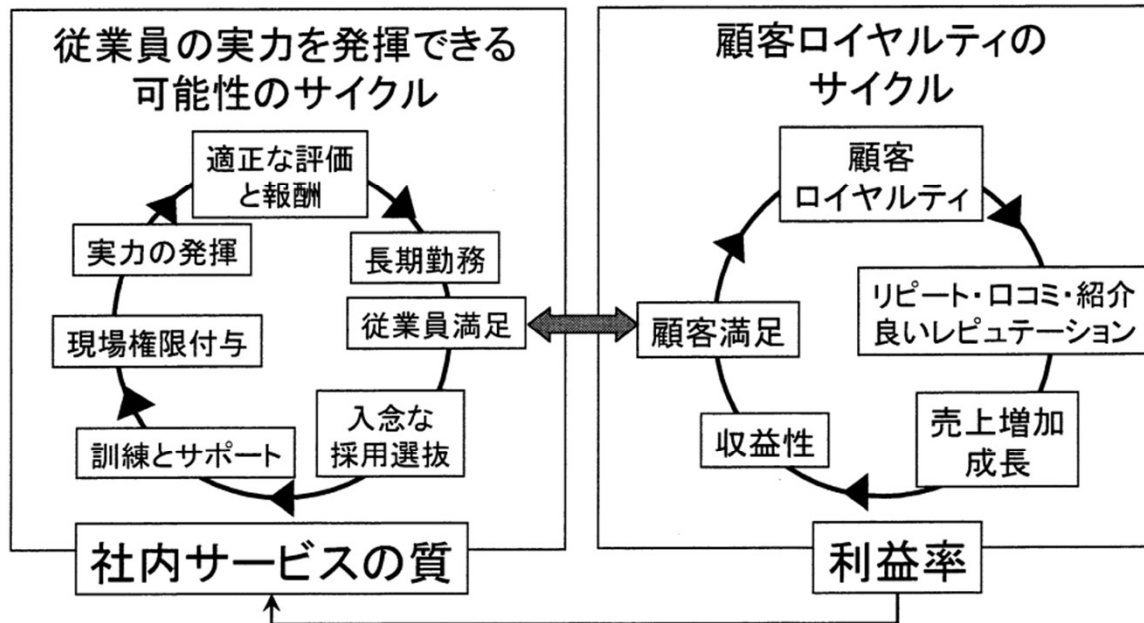
本研究の目的は、事例企業において、理念主導型の経営を通じて経営理念の浸透が顧客満足(customer satisfaction:以下CS)と従業員満足(employee satisfaction:以下ES)を両立させているという仮説を検証することである。

SPCの基本的な概念を良循環と悪循環で説明する。良循環では、入念な選抜採用をし、入社した従業員に訓練とサポートを行い、現場権限を付与することで実力が発揮しやすくなり、その業績の適正な評価と報酬付与により従業員の勤務期間が長くなることでES度は向上する。満足した従業員はCSを生み、顧客ロイヤルティを育成する。リピートや紹介により顧客維持を図り、結果として売上増加をもたらす企業の成長につながる事となる。得られた収益により利益率の向上につながる。利益が再び社内サービスの質の向上のために投資されることにより、2つのサイクルは連鎖することとなる。

一方、悪循環では、訓練・サポートをあまりしないで現場権限を与えないことから、従業員の入替わりが激しくなりESは生じない。CSは生じないし、収益の減少となる。収益が向上しなければより高い報酬は支払えず、CSとESは相互に連鎖しなくなる(Heskett他 1997)。2つのロジックの岐路となるのは、CSとESの2つのサイクルの相互依存関係である。

大学教育の質保証の難しさ（を越えた先の展望）

- ・ 理念共有が構成員に与える効果（経営学の知見から）



出典：Heskett 他 (1997), pp. 24-25, 表2-1を基に筆者作成

図1 サービス・プロフィット・チェーン概念によるモデル

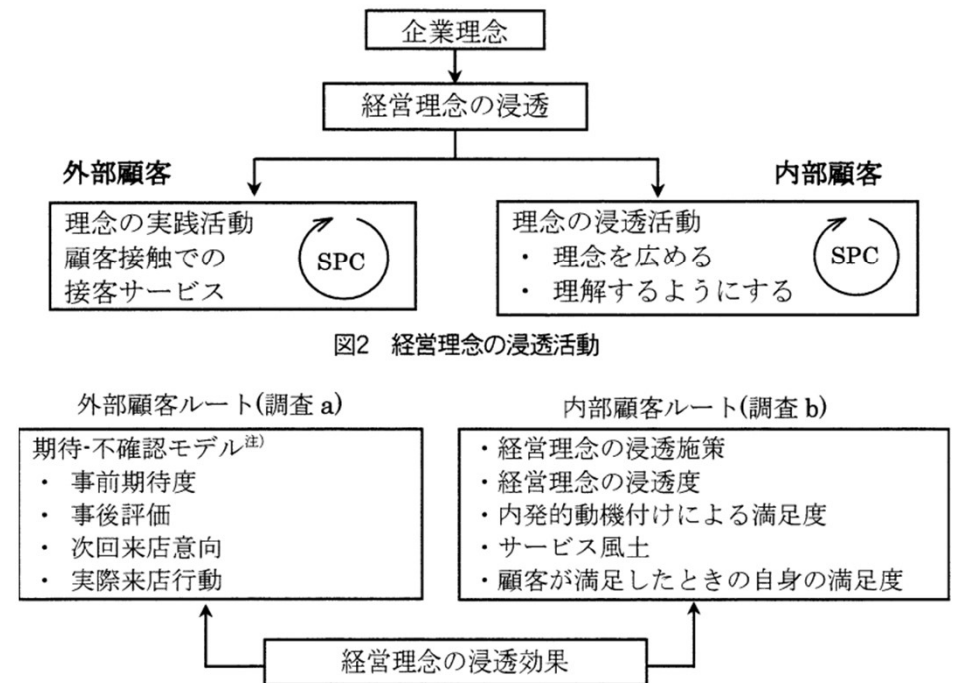


図2 経営理念の浸透活動

出典：Oliver (1980)などを参考に筆者作成

図3 経営理念の浸透度の測定

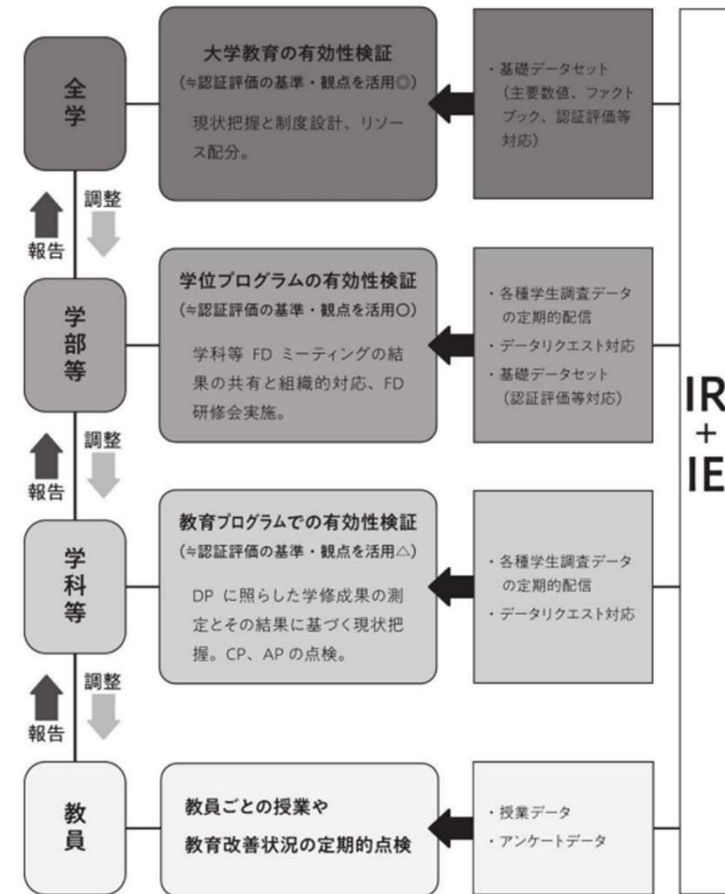
大学教育の質保証の難しさ（を越えた先の展望）

- ・大学の理念を鍛え直す

「今やるべきことは、「古い理想」（※フンボルト理念のイメージ）か、ネオリベラルな改革か、という二分法でどちらかを選択することではないだろう。一方ではグローバリゼーションの多様な次元に注意を払いつつ、他方ではマス化・ユニバーサル化による学生の変化に合わせて、「古い理想」に込められていた高邁な理念・哲学を鍛え直すことが求められているのではないだろうか」

茨城大学の取り組みからの教訓

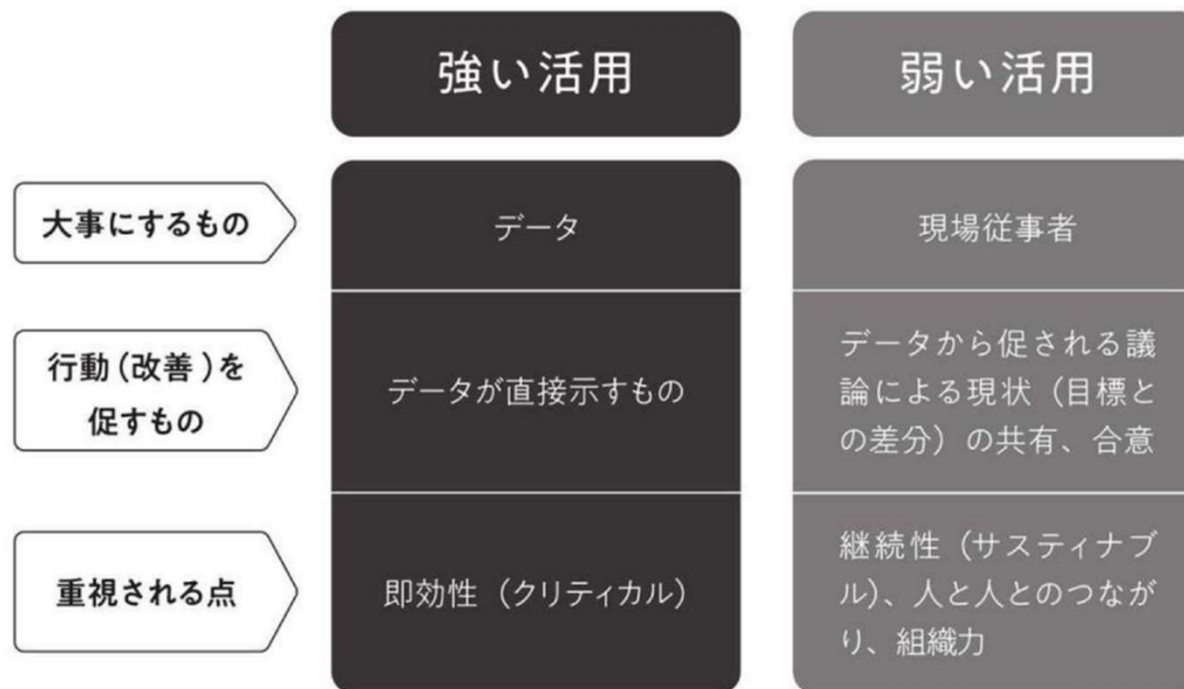
- ボトムアップを重視した内部質保証システム



※実際はメンバー構成で対応

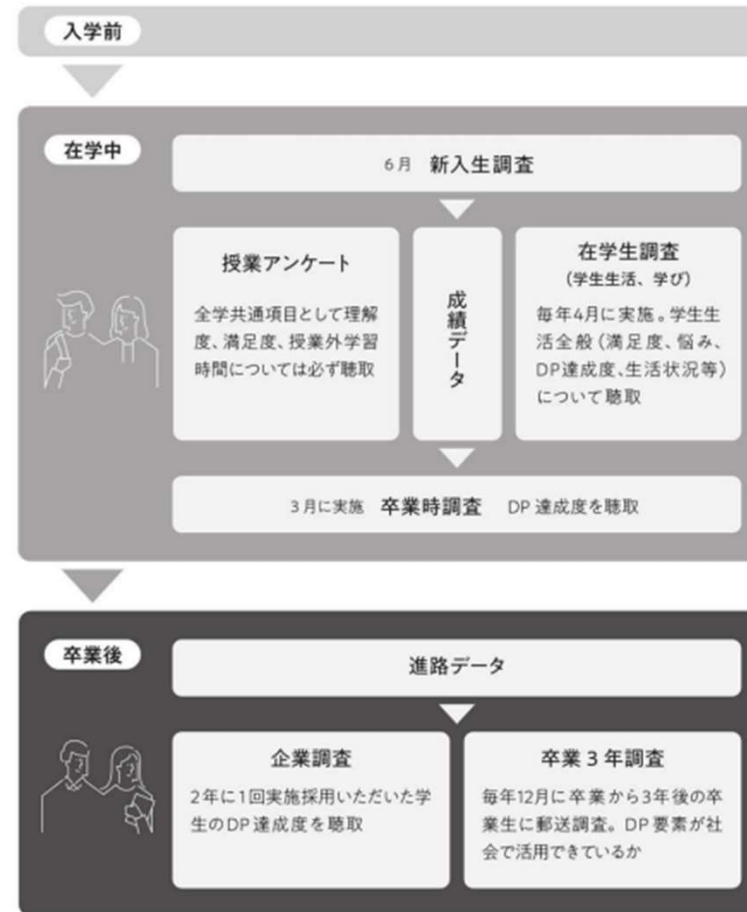
茨城大学の取り組みからの教訓

- データ活用の工夫：ボトムアップ型の「弱い活用」



茨城大学の取り組みからの教訓

- 入口から
出口までの
体系的な
学生調査の整備



茨城大学の取り組みからの教訓

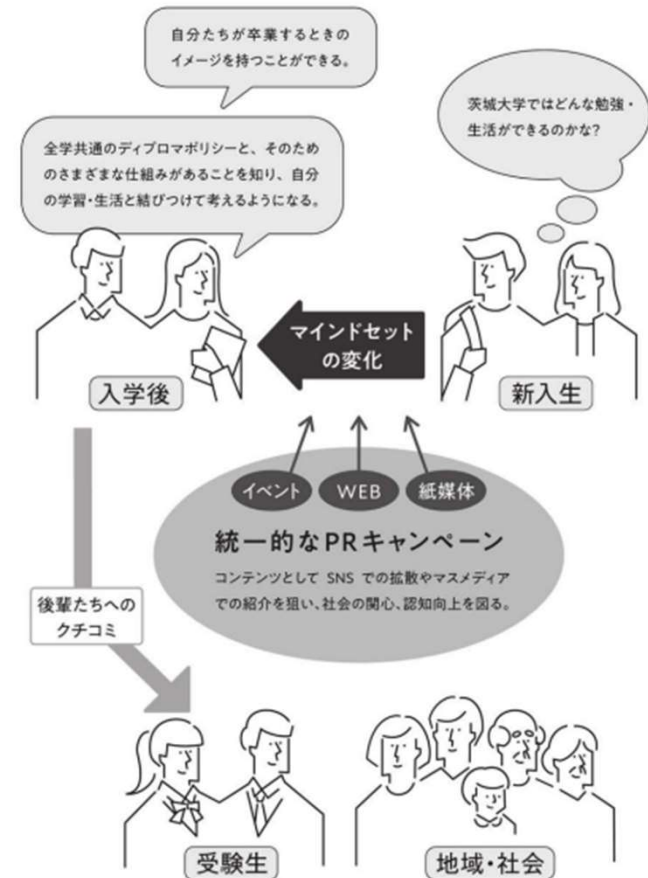
- 現場のニーズに応じた迅速なフィードバック体制（含む自動化）



茨城大学の取り組みからの教訓

- 大学教育の質保証
× 理念の共有とPR

(茨城大学2021
コミットメント)



茨城大学の取り組みからの教訓

- 学修達成度（自己認識）の持続的な向上：卒業時の学修成果の経年変化

